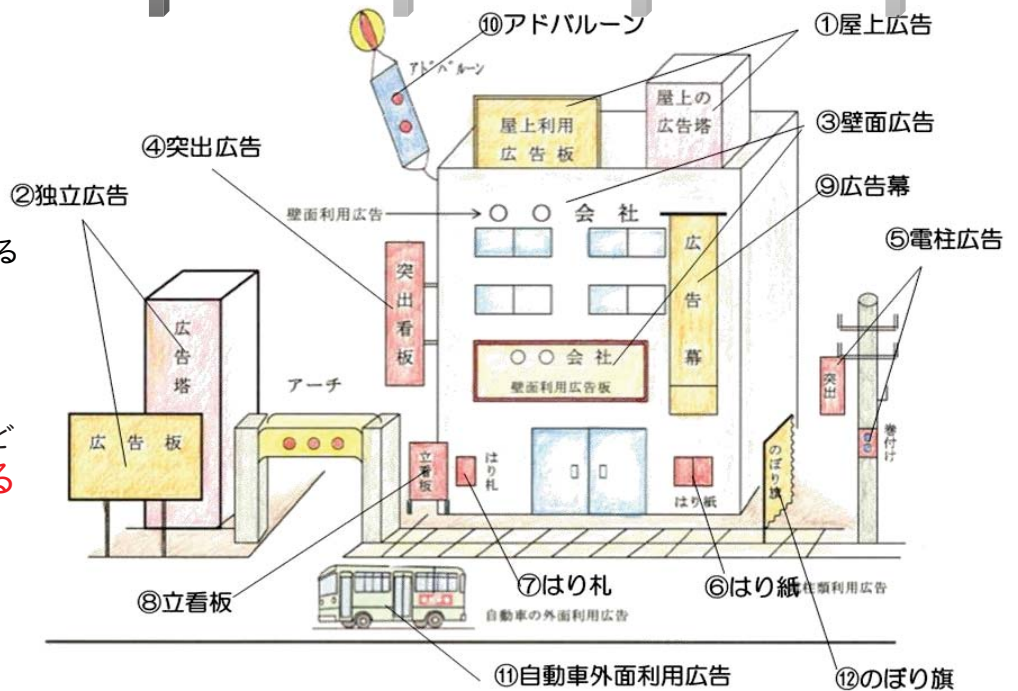


屋外広告物を出すときはルールを守りましょう!

久留米市屋外広告物条例のご案内

屋外広告物とは?

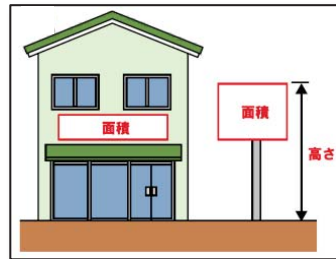
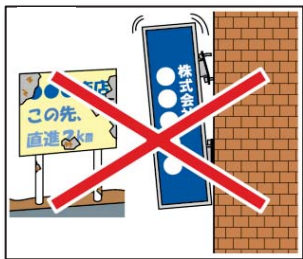
- ✓ 常時又は一定の期間 継続して**公衆に表示**されるものです(右図参照)。
- ✓ 商業広告だけでなく、**非営利**のもの、**ロゴ**や**シンボルマーク**、**絵**や**写真**など**一定のイメージを伝える**ものも含まれます。



主なルール

※ 許可申請が不要な場合でも守っていただくルールです

- ✓ 老朽化したり、壊れそうなものは設置できません
- ✓ 電柱や街路樹、ガードレール等に設置できません
- ✓ 面積や高さ、色彩などの**基準**があります
- ✓ 設置するときは、**屋外広告業登録業者**への依頼が必要です



※ 電柱広告は、電柱所有者の承諾、道路占用許可等を得ることで設置可能な場合があります。

※ 設置する場所により基準が異なります。(詳細は裏面を参照)

※ 元請け、下請け共に登録が必要です。
※ 福岡県の登録業者は特例届出が可能です。

許可申請手続き

- ✓ 屋外広告物を表示・設置する際には、原則**許可申請**が必要です。許可後に表示・設置を行ってください。
- ✓ 既に表示している広告物を**変更**、改造又は移転する場合や許可期間満了後も**継続**して表示する場合についても**許可申請**が必要です。

自家用広告物で敷地内の表示面積合計が15㎡以内のものは、**許可申請が不要**になります。(禁止地域を除く)

◆◆◆ 土地所有者の皆さまへのお願い ◆◆◆

屋外広告業者と**看板用地の貸付契約**をするときは、業者が**市への相談・協議**等を行っているかをご確認いただき、**違反広告物**(基準超過など)が設置されないよう、ご協力をお願いします。

美しい広告を正しく出して、美しく安全なまちづくりを

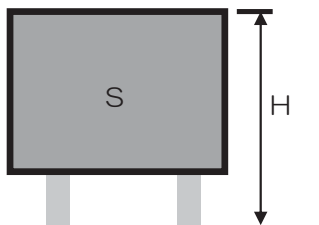
久留米市イメージキャラクター

くらっば

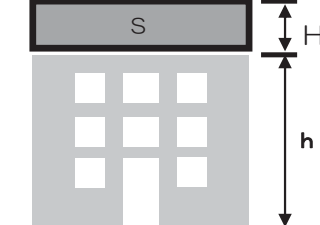


屋外広告物の許可の基準

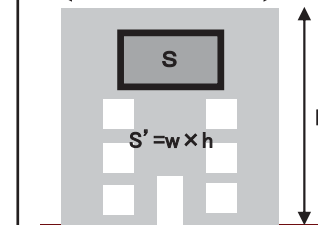
	<input type="checkbox"/> 第1種許可地域 (用途地域が無指定、第一種・第二種低層住居専用地域、 又は市街化調整区域に属する区域)			<input type="checkbox"/> 第2種許可地域 (第1種許可地域以外の区域)	
	高さ	面積	色彩	高さ	面積
独立 広告	$H \leq 10 \text{ m}$	$S \leq 20 \text{ m}^2$ (1基当り)	広告物の地色に 高彩度な色彩の 使用が制限され ます。 (自家用広告物 は除く) R・YR・Y系 :彩度10以下 G・GY・P・PB・RP系 :彩度8以下 B・BG系 :彩度6以下 としてください	$H \leq 15 \text{ m}$	$S \leq 50 \text{ m}^2$ (1基当り)
屋上 広告	$H \leq 1/3h$ $H+h \leq 50 \text{ m}$	—		$H \leq 1/2h$ $H+h \leq 50 \text{ m}$	—
壁面 広告	—	$S \leq 1/5S'$ (1壁面当り)		—	$S \leq 1/3S'$ (1壁面当り)
突出 広告	—	$S \leq 5 \text{ m}^2$ (1壁面当り)		—	$S \leq 30 \text{ m}^2$ (1壁面当り)



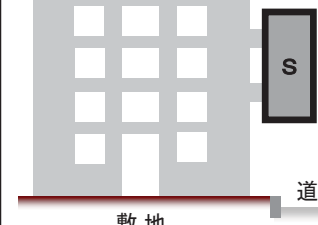
独立広告



屋上広告



壁面広告



突出広告

◆ 禁止地域については、市ホームページの「禁止地域及び地域区分図」でご確認ください。
 (都市計画課窓口(市庁舎12階)にある都市計画等情報閲覧システムでも確認が可能です)
 ◆ 上記以外の広告物の基準については、別途お問合せください。

管理者の 設置

- 久留米市では、全ての広告物に対して、**管理者の設置**が必要です。
管理者は**適切な安全管理**を行う義務があります。
- ただし、以下の場合には、管理者に**有資格者(屋外広告士、一・二級建築士)**を選任しなければなりません。
 - **高さが4mを超える**独立広告等を表示・設置する場合
 - 広告物の**敷地内表示面積の合計が15m²を超える**場合

Q 詳しい資料や申請方法、許可基準を知りたい

A 市ホームページにて「手引き」や「Q&A」を公開しています。
「久留米市 屋外広告物」で検索ください

Q 電柱に広告を土日だけ貼りたいが、許可はあるか？

A 許可が必要です。
(土日のみ、数時間のみでも許可は必要になります)
なお、電柱にチラシを張ることはできません。

Q 駐車場を案内する「P」や「→」のサインは屋外広告物に該当する？

A 屋外広告物に該当し、原則許可申請が必要です。
(一定の概念やイメージ等を伝えるため)

Q 許可申請にあたっては手数料は必要か？

A 広告物の種類や表示される面積に応じた手数料が必要です。
なお、**照明付の場合は手数料が2倍**になります